

第4期ねやがわ男女共同参画プラン

概要版

寝屋川市

平成23(2011)年3月

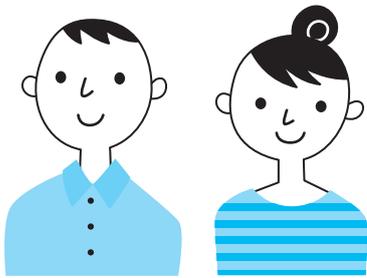
みんなで築く男女共同参画社会

プランの
目指す姿

一人一人の生き方を広げ、活力にあふれる、 豊かな男女共同参画社会へ

平成23（2011）年3月、寝屋川市は、第4期ねやがわ男女共同参画プランを策定しました。
このプランは、男女共同参画社会基本法における基本理念と第五次寝屋川市総合計画で掲げる将来像を踏まえ、だれもが人権を尊重され、個性と能力を十分に発揮できる活力にあふれた豊かな男女共同参画社会をつくることで、いきいきと暮らせるまちを目指します。

- 一人一人が、性別にとらわれず、個人としての生き方を自分自身で選んでいます。



- 家族がお互いに尊重し合い、家事や子育て、介護等と一緒に担っています。



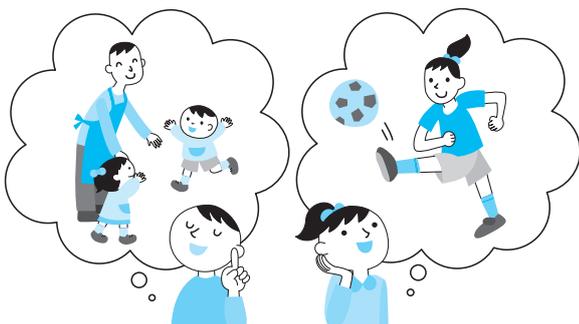
- 男女が共に働きやすい環境の中で一人一人が自分の能力を発揮し、仕事と生活のバランスがとれた働き方をしています。



- 多様な価値観を持った老若男女が、いきいきと地域活動等に取り組み、だれもが暮らしやすい地域社会づくりを進めています。



- 男女平等や人権の尊重の意識が育まれ、子どもたちが個性や能力に応じて主体的に自分の将来について考え、選択しています。



- 男女が共に意見を出し合い、方針決定過程に参画しています。



プランの基本的な考え方と現状

第4期ねやがわ男女共同参画プランでは、8項目を基本理念として、あらゆる施策・制度に男女共同参画の視点を反映させるよう取り組みます。

基本理念

1 男女の人権が保障される社会づくりを進める

一人一人の人権が保障される社会づくりを進めます。特に、^{※1}配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV）以下「DV」）や^{※2}セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）を始めとする、様々な暴力が根絶される社会を目指します。

2 あらゆる施策に^{※3}ジェンダー（社会的・文化的性別）による格差是正の視点を確立する

男女が性別による差別的取扱いを受けないよう、あらゆる施策にジェンダー（社会的・文化的性別）による格差を是正していく視点を確立します。

3 女性の社会参加・参画を促進する

女性が男性と共に責任を持って対等に寝屋川市の発展を担えるよう、防災や環境、まちづくりの分野を始め、社会のあらゆる分野への女性の参加・参画を促進します。

4 女性の^{※4}エンパワーメントを促進し、新しい価値観・文化を創造する

知識や情報を自ら得、想像力や表現力を発揮して、新しい価値観や文化を創造し、情報発信等の活動を行っていくよう、女性のエンパワーメントを促進します。

5 個人の生き方を尊重し、家庭・職場・地域で男女が共に責任と豊かさを分かち合える環境づくりを推進する

男女が共に家庭・職場・地域で責任を果たせること、特に女性が経済的基盤を得ることは人生の選択の幅を広げ自己決定できる基礎になるため、個人の生き方の尊重に基づいた社会的つながりを積極的につくっていくよう、施策の展開を図ります。

6 家族の多様化に対応した施策を充実する

家族やライフスタイルの多様化に対応した、育児・介護等の社会サービスの充実と理解の促進を図ります。

7 男性への働きかけを推進する

性別に基づく固定的な役割分担意識による決めつけが、男性の家庭や地域生活への参加・参画を困難にし、豊かで人間らしい生活を妨げています。男性への意識変革や家庭・地域生活への参画を促進する啓発の充実を図ります。

8 男女共同参画社会に向けた市民と行政のパートナーシップをつくる

男女共同参画社会をつくるには、行政の施策を進めるとともに、市民も主体的に行動していくことが重要なため、男女共同参画社会の実現に向けて、市民との協働により取組を進めます。

用語解説

- ※1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）
配偶者や恋人等ごく親しい間で起こる暴力で、身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇による精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、避妊に協力しないなどの性的暴力を含む。
- ※2 セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）
「相手方の意に反した、性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をやる上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいい、身体への不必要な接触、性的冗談やからかいなどのほか、ヌードポスターの掲示等、様々な様態のものが含まれる。
- ※3 ジェンダー（社会的・文化的性別）
生まれつきの生物学的性別に対して、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のような性別をいう。
- ※4 エンパワーメント 「潜在的に持っている力を再発見し、その能力を発揮していくこと」を意味する。

プランの位置付け

- このプランは、男女共同参画社会基本法に基づいて、寝屋川市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのプランです。
- このプランは、第五次寝屋川市総合計画を推進するための分野別計画で、他の計画と整合性を図りながら、男女共同参画の視点で横断的にとらえています。
- このプランは、市民・事業者と市が一体となって行動するための指針となるもので、「行政の役割」に加えて「市民・地域社会、企業の役割」を併記し、市民の主体的な参画を得ながら、取組を推進していこうとするものです。
- このプランの基本目標Ⅶの課題2から課題4を、寝屋川市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」とみなします。

プランの期間

このプランの期間は、平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間とします。

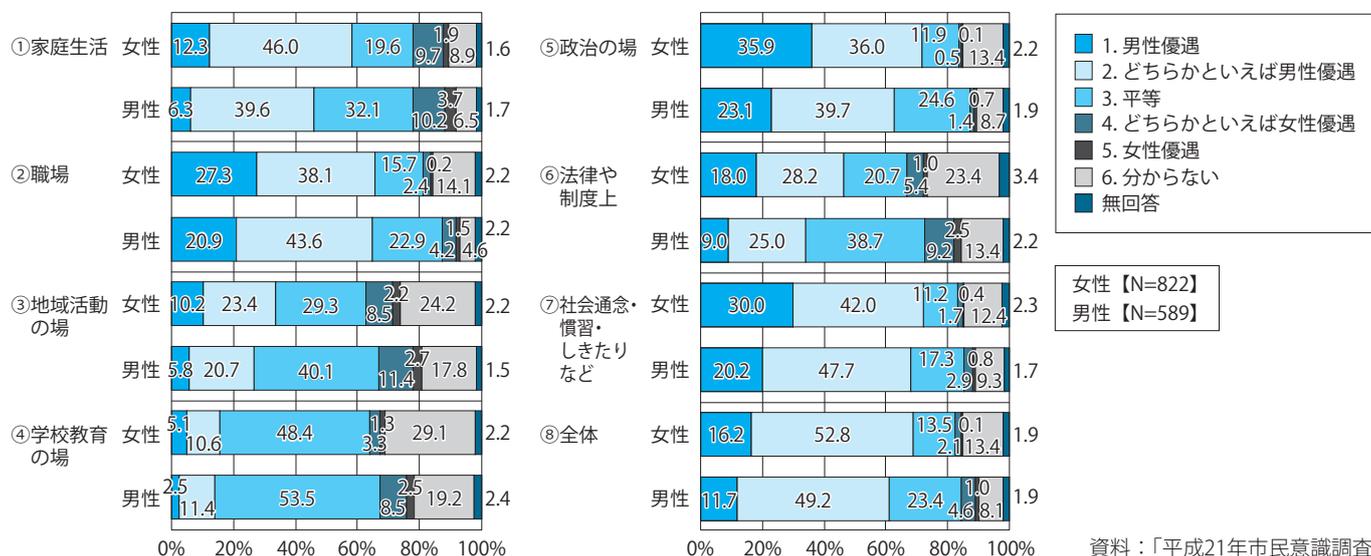
市の男女共同参画に関する現状

●依然として低い 男女の地位の平等感

平成21年に実施した「寝屋川市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「平成21年市民意識調査」）では、8つの分野における男女の地位において「平等」と思う割合が最も高いのは「学校教育の場」で、男女共に約5割です。しかし、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「政治の場」、

「全体」、「職場」では「男性優遇」と「どちらかといえば男性優遇」を合わせた割合が6割を超えており、様々な分野において不平等と感じている人が多いようです。

図 男女の地位の平等感



●人口減少社会の到来と少子高齢社会の進行

我が国では、平成17（2005）年に総人口が戦後初めて前年を下回り、人口減少社会に突入しています。

本市においては、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）が平成17（2005）年では17.3パーセントで、昭和55（1980）年の3倍以上となるなど、確実に少子高齢社会が進行しています。今後も少子高齢化が続くと、地域や社会の活力衰退等、深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

●家族形態の多様化、意識の変化

本市の世帯構成をみると、これまで多数を占めていた「夫婦と子ども世帯」が減少し、特に「単独世帯」は4世帯に1世帯以上と多くなっています。また、国の「男女共同参画社会に関する世論調査」の結果から、結婚に対して、個人の生き方の自由を尊重する人が多いことがうかがえます。

家族の規模が縮小すると同時に、家族形態の多様化が進んでいます。

プランの体系

基本目標	課 題
Ⅰ 男女が共に参画する社会づくり	1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進
	2. 地域における男女共同参画の促進
Ⅱ 男女共同参画社会実現に向けた文化の創造	1. 男女共同参画の意識づくり
	2. 生涯にわたる男女共同参画にかかわる教育や学習の推進
	3. 国際社会への理解
	4. 性別にとらわれない活動の推進
Ⅲ 働く場での男女共同参画の推進	1. 男女の働く権利の確立
	2. 就業や起業に関する支援
	3. 行政内部における男女平等の推進
Ⅳ 仕事と生活の調和の実現	1. 男女共同参画の子育て支援の促進
	2. 仕事と生活の両立支援
Ⅴ あらゆる人が生きがいを持って安心して暮らせる環境整備	1. 看護・介護への社会的支援
	2. 高齢者や障害者の自立と連帯への支援
	3. 多様な家族への理解と生活支援
	4. 地域に居住する外国人女性への理解と支援
Ⅵ 生涯を通じた心と身体の健康づくり	1. 生涯を通じた女性の健康づくり
	2. 性と生殖に関する健康と権利の保障
	3. 男性の心身の健康づくり
Ⅶ 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	1. あらゆる暴力根絶に向けた環境づくり
	2. 配偶者等からの暴力（DV）根絶に向けた啓発の推進
	3. 配偶者等からの暴力（DV）に対する相談体制の整備
	4. 配偶者等からの暴力（DV）被害者への保護・自立支援

男女が共に暮らしやすいまちを形成していくためには、方針決定過程に女性の参画を促し、多様な視点を取り入れることが重要です。

審議会等の女性委員比率や市職員の女性管理職（係長

以上）比率の増加に向けて、今後も取組を進めます。また、女性の参画の意義についての意識啓発や、生活に密着した様々な課題に男女が共にかかわることができる環境づくりなどを進めます。

課 題	施策の方向
1. 政策・方針決定過程への女性の参画推進	(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画推進
	(2) 女性職員の管理職への積極的な登用
	(3) 地域等における方針決定過程への男女の対等な参画促進
2. 地域における男女共同参画の促進	(1) 男女で共に支える地域活動の促進
	(2) 防災や環境、まちづくりなどへの男女共同参画の促進
	(3) 地域活動への参加を促進するための環境づくり

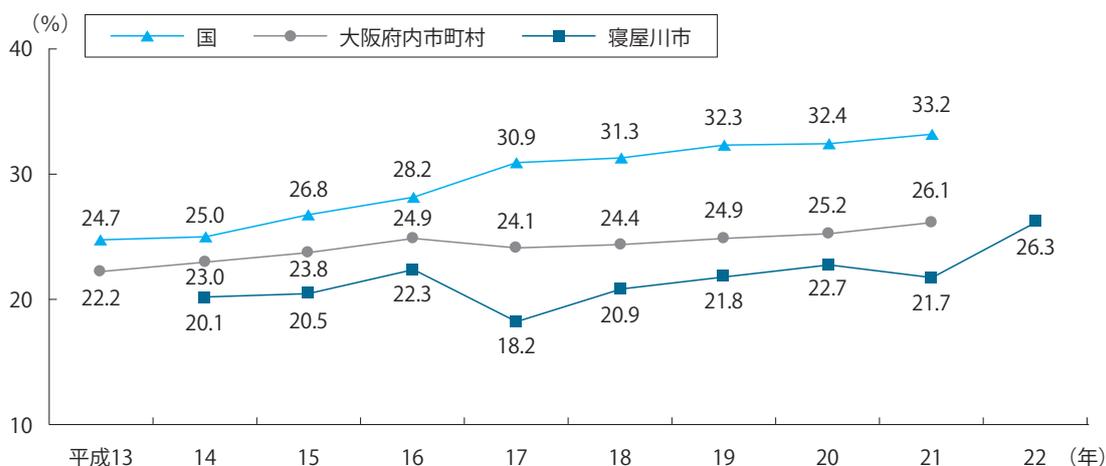
〈市はこんなことに取り組みます〉

- 審議会等への女性委員の登用比率30パーセント以上を目標に、登用を積極的に進めます
- 女性職員の管理職への登用を、30パーセントを目標に進めます
- 地域やコミュニティ活動における女性指導者の育成と指導的立場への参画が促進されるような気運の醸成に努めます
- 男性の地域活動への参加を促し、様々な市民が主体的に参加・参画できるよう働きかけます など

〈市民・地域社会、企業では〉

- 市政に関心を持ち、意見反映の場に積極的に参画しましょう
- 地域の様々な活動等への関心を高め、積極的に参加しましょう
- 様々な地域活動を男女が一緒になって支え合い、多様な人が参加・参画しやすい環境づくりに努めましょう など

図 審議会等委員の女性委員比率の推移（国・府内市町村・市）



(注) 国の値は、各年9月30日現在。大阪府内市町村の値は平成13年のみ6月1日現在、その他の年の値、寝屋川市の値は、各年4月1日現在。

資料：国、大阪府内市町村の値は「大阪府の男女共同参画の現状と施策」平成21年度版年次報告書より
寝屋川市の値は市総務課調べ

だれもが幸せに暮らすことのできる持続的発展の可能な社会を実現するため、これまでの^{※5}固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が共にあらゆる分野で喜びも責任も分かち合う文化の創造に向けた取組を推進します。

また、幅広く進路を選択できるよう男女共同参画にか

かわる教育・保育の推進や、女子差別撤廃条約等や国際的な視点から見た現状への理解の促進、女性が潜在的に持っている力を発揮できるような学習機会の充実等も図ります。

課 題	施策の方向
1. 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女の人権尊重に関する法律の理解の促進
	(2) 男女共同参画の視点に立った情報提供や啓発活動の充実
	(3) 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し
	(4) 表現における男女共同参画の推進
2. 生涯にわたる男女共同参画にかかわる教育や学習の推進	(1) 男女平等保育・教育の推進
	(2) 学校教育における人権尊重に基づいた性教育の推進
	(3) 教職員、保育士への男女共同参画の推進
	(4) 性別役割にとらわれない家庭教育の促進と保護者との連携
	(5) 男女共同参画の視点での学習機会の提供と支援
3. 国際社会への理解	(1) 国際規範の認識の促進
	(2) 「開発と女性」への理解の促進
4. 性別にとらわれない活動の推進	(1) 男女共同参画を推進する市民等のエンパワーメントの支援
	(2) 男女共同参画の視点に立った文化創造活動の推進と支援
	(3) 男女共同参画社会を目指すスポーツ活動の推進と支援
	(4) パソコンを活用した活動等の支援

〈市はこんなことに取り組みます〉

- 性別に基づく固定観念にとらわれない生き方を考える機会を提供するために、広報・啓発活動を行います
- 男女平等を推進する保育、教育の充実を図ります
- 国際的な視点から見た男女共同参画の現状について講座や情報提供を行います
- 女性のエンパワーメントを目指す講座の充実や、市民の自主的な男女共同参画社会づくりの学習活動の推進を図ります など

〈市民・地域社会、企業では〉

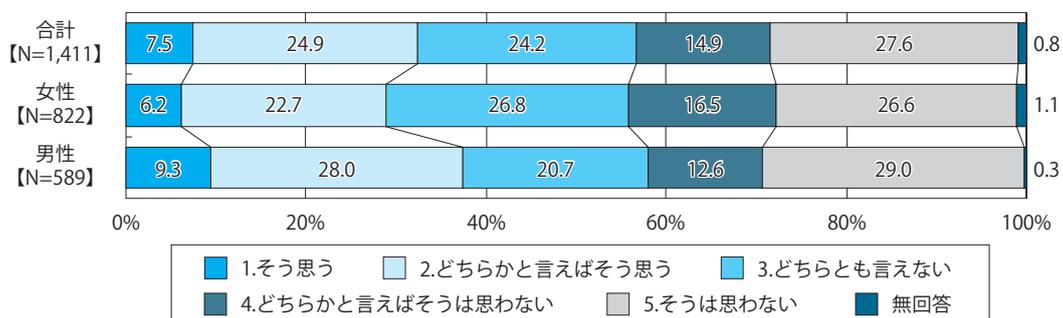
- 様々な情報を積極的に活用して男女共同参画について理解を深めましょう
- 子どもの人権について理解を深め、性別役割にとらわれない家庭教育を実践しましょう
- 国際的な視点から見た男女共同参画の現状について理解を深めましょう など

用語解説

※5 固定的な性別役割分担

「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」というように性別によって、その役割が固定された状態をいう。社会的、政治的、文化的な男女の固定化したあり方をも含め、社会のあらゆる分野に浸透している。

図 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について



資料：「平成21年市民意識調査」

一人一人の男女労働者が能力を十分に発揮することが重要です。法制度に関する情報提供や学習の機会を充実し、働きやすい環境の整備への支援や、多様な働き方を可能にするよう、関係機関と連携して施策を進めます。

また、行政自らが、男女平等の視点で募集・採用や女性の職域拡大、人材育成に努め、男女が共に働きやすい職場づくりの取組を一層推進します。

課 題	施策の方向
1. 男女の働く権利の確立	(1) 労働に関する法律・権利の周知
	(2) 性別にとらわれない労働観・職業観の醸成
2. 就業や起業に関する支援	(1) 就労継続への支援
	(2) 再就職への支援
	(3) 起業に関する情報の提供
	(4) 女性の活用促進に関する企業への働きかけ
3. 行政内部における男女平等の推進	(1) 採用・配置における男女平等の推進
	(2) 市職員の研修の充実

〈市はこんなことに取り組みます〉

- 「男女雇用機会均等法」を始めとする労働に関する法律や制度の周知を図り、働く場における男女共同参画を促進します
- 職業安定所（ハローワーク）等、関係機関と連携し、就職機会に関する各種情報を提供します
- 男女雇用機会均等法にのっとり職員の募集・採用を行います など

〈市民・地域社会、企業では〉

- 企業、事業主は「男女雇用機会均等法」を始めとする労働に関する法律や制度について熟知し、法律を遵守します
- 企業、事業主は女性の活躍促進に関する情報を活用しましょう など

高齢者の介護・介助を担っているのは女性に偏っており、今後は、男性が介護を担うケースも増えると考えられます。高齢者が安心して暮らせる介護体制を整備するよう、関係機関との連携や、きめ細かい支援に努めます。また、高齢者が住み慣れた地域で役割を担いながら自立

して生活したり、障害のあるなしにかかわらず、共に生活し活動できる社会の構築に向けて取組を進めます。

単独世帯やひとり親世帯、性同一性障害を有する人、在住外国人等、家族の形態や文化・価値観等が多様化する中、啓発や当事者の立場に立った支援等に努めます。

〈市はこんなことに取り組みます〉

- 高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）を推進し、高齢福祉サービスの充実に努めます
- 障害者のニーズを把握するとともに、障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスの充実に努めます
- ひとり親世帯の自立支援に努めます
- 外国人女性が、安心して日常生活を送るための各種の生活情報や行政サービス情報の提供を行います など

〈市民・地域社会、企業では〉

- 高齢者やその家族は、介護の不安をひとりで抱え込まずに早めに相談しましょう
- 企業、事業主は、高齢者や障害者の雇用機会の拡大に努めましょう
- 多様な家族形態について理解を深め、認め合いましょう など

働く男女が家庭生活や地域活動、個人の生活について自ら望むバランスを可能にするためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という考え方が広く浸透していく必要があります。働き方の見直しや、男性の家事、育児、介護、地域活動等への参画について

の社会的な気運の醸成等に取り組みます。

また、仕事と家庭生活を両立するため、子育て家庭の多様なニーズにこたえられるよう、様々な保育サービスや地域における子育て支援サービス等、子育て支援の充実を進めます。

用語解説

※6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事だけでなく家庭や地域生活等においても、ライフステージに応じた自らの望む生き方を選択・実現することができる状態のこと。

課 題	施策の方向
1. 男女共同参画の子育て支援の促進	(1) 地域における子育て支援サービスの充実
	(2) 仕事と子育ての両立に向けた支援
	(3) 男性の子育てへの参画促進
2. 仕事と生活の両立支援	(1) 仕事と生活の両立に向けた支援
	(2) 仕事と生活の両立に向けた啓発
	(3) 男性の育児・介護休業取得促進
	(4) 女性のライフプランニング支援

〈市はこんなことに取り組みます〉

- 産休明け保育、育休明け保育、病児・病後児保育、夜間保育、保育時間の延長等、働く男女の多様な保育需要に対応する保育体制の整備を継続して進めます
- 男女が共に子育てにかかわるよう、啓発と機会の提供に努めます
- 企業、事業主に対して労働時間の短縮、休業制度の運用を促す啓発を進めます など

〈市民・地域社会、企業では〉

- 男女が共に子育てをする重要性を理解しましょう
- 企業、事業主は、労働者が仕事と家庭・地域活動の両立が図れるように努めましょう など

課 題	施策の方向
1. 看護・介護への社会的支援	(1) 介護施策の充実
	(2) 男性の看護・介護への参画促進と支援
2. 高齢者や障害者の自立と連帯への支援	(1) 高齢者への自立支援
	(2) 障害者への自立支援
	(3) 男女共同参画による福祉のまちづくりの推進
	(4) 高齢者や障害者の自主活動やネットワーク活動の支援
3. 多様な家族への理解と生活支援	(1) 多様な家族形態を認め合い、分かり合うための啓発活動の推進
	(2) 多様な家族への生活支援
4. 地域に居住する外国人女性への理解と支援	(1) 市内に在住する外国人女性への支援
	(2) 多文化共生への理解促進

男女が互いの身体的性差を十分理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことは、男女共同参画社会の形成の前提となるものです。

妊娠・出産期を始め、思春期から高齢期まで女性のライフサイクルに応じた健康支援の取組を進めます。一方、

自殺者のうち中高年の男性の占める割合が高いことから、男性対象の相談事業の充実等を図ります。

また、若い世代における望まない妊娠や性感染症、HIV/エイズ等について、発達段階に応じた学習や、予防等の情報提供に努めます。

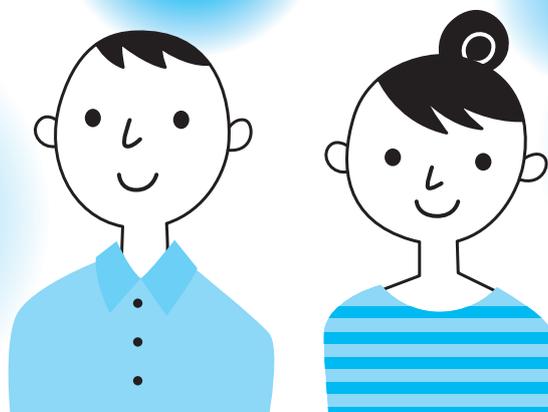
課 題	施策の方向
1. 生涯を通じた女性の健康づくり	(1) 生涯の各時期に応じた健診の普及と必要な医療と連携した相談体制の整備 (2) 女性の健康づくりの支援
2. 性と生殖に関する健康と権利の保障	(1) 性と生殖に関する健康と権利についての意識の浸透 (2) 妊娠・出産・育児期の健診・相談の充実 (3) HIV/エイズ、性感染症についての予防啓発の推進
3. 男性の心身の健康づくり	(1) 男性の心身の健康づくりに向けた啓発 (2) 相談体制の充実

〈市はこんなことに取り組みます〉

- 健診等を受診しやすい体制づくりに努めます
- あらゆる世代の女性の性の自己管理、自己決定の尊重と浸透を図るため、家庭学習、学校教育、社会教育、保健事業での啓発、学習機会の提供に努めます
- ジェンダー（社会的・文化的性別）の視点から、男性の心身の健康づくりについて啓発に努めます など

〈市民・地域社会、企業では〉

- 女性は自らの健康づくりについての情報を活用しましょう
- 男性は悩みをひとりで抱え込まず、相談窓口や身近な人に相談しましょう など



DVやセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、性暴力、ストーカー行為、児童虐待、人身取引等は、犯罪ともなる行為を含む重大な人権侵害です。暴力根絶に向けての啓発と意識改革を進めます。

DVについて、社会全体が正しい知識を持つよう、広報・

啓発活動を推進し、専門機関の周知を図ります。また、DV被害者の心と体を両面でとらえ、配慮するとともに、自立に向けて様々な機関の連携を強化し、継続した取組を行います。

課 題	施策の方向
1. あらゆる暴力根絶に向けた環境づくり	(1) 暴力根絶に向けての啓発
	(2) 暴力に対する相談・連携体制の充実
2. 配偶者等からの暴力（DV）根絶に向けた啓発の推進	(1) 配偶者等からの暴力（DV）防止に関する啓発の推進
3. 配偶者等からの暴力（DV）に対する相談体制の整備	(1) 相談体制の充実
	(2) 連携体制の充実
4. 配偶者等からの暴力（DV）被害者への保護・自立支援	(1) 被害者保護のための支援
	(2) 生活自立のための支援

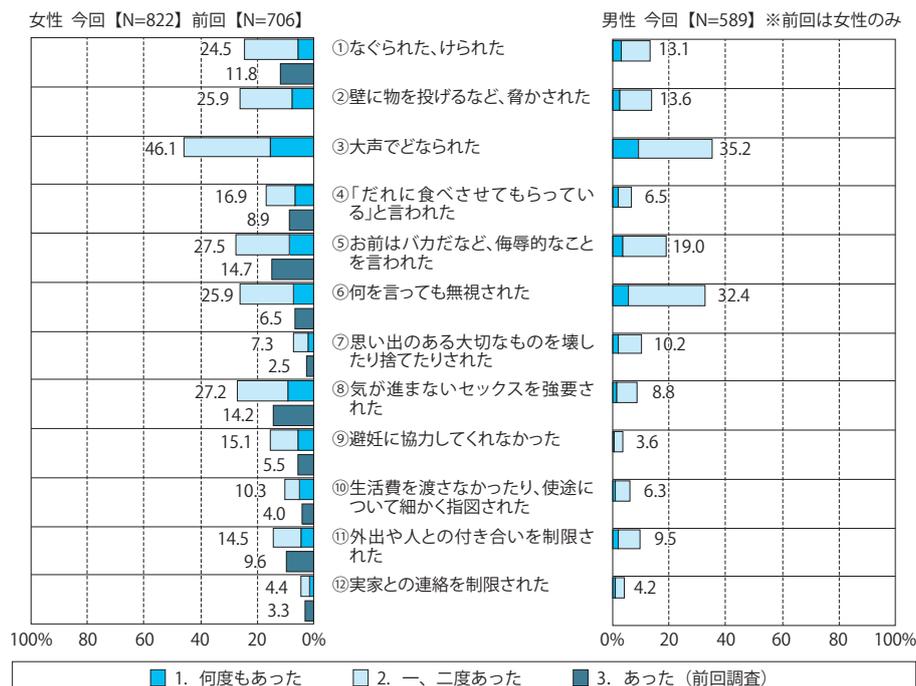
〈市はこんなことに取り組みます〉

- 女性等に対する暴力の防止のための啓発活動や学習機会の提供に努めます
- DVを予防・防止するための学習機会の充実と啓発活動に努めます
- DVの相談体制の充実に努めます
- 府や関係機関等と連携して、被害者が安心できる緊急一時避難体制を整備します
- DV被害者やその子どもへの行政手続等に関する情報提供や助言を行います など

〈市民・地域社会、企業では〉

- 女性等に対する暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識を持ちましょう
- DVについての学習機会に参加し、正しい知識を持ちましょう
- DV等の被害者からの相談を受けたら、専門の相談窓口相談するよう助言しましょう
- DV等の被害を受けたら、ひとりで悩まずに相談窓口を利用しましょう など

図 配偶者や恋人からの暴力



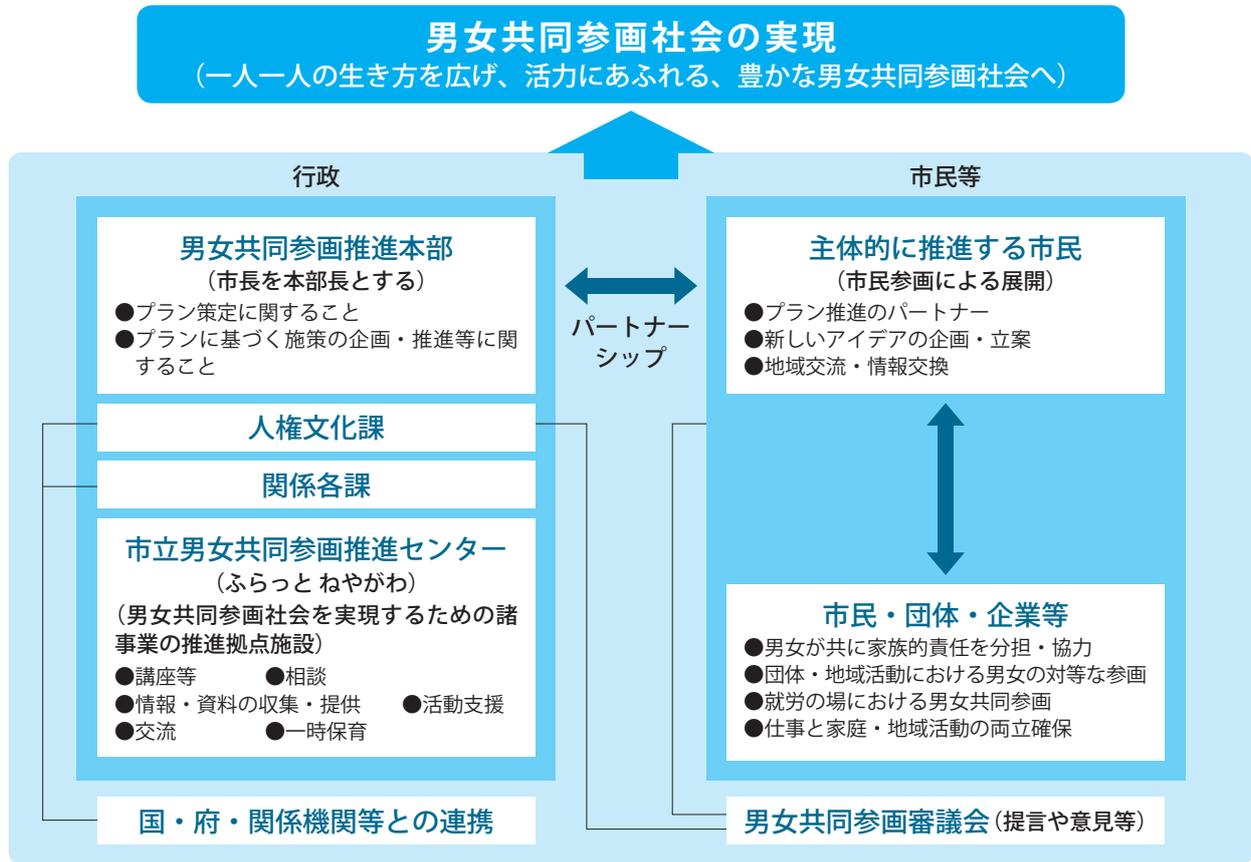
資料：「平成21年市民意識調査」

プランの推進

プランの推進体制等

このプランの推進に当たっては、男女共同参画推進本部、男女共同参画審議会、男女共同参画推進センターを男女共同参画推進体制として確立し、市民・関係機関等との連携を図りながら、施策を展開していきます。

●プランの推進に当たってのイメージ図



プランの進行管理

- ①プランの進捗状況について継続的に確認し推進を図るとともに、取りまとめて公表します。
- ②プランの基本目標ごとに代表的な指標について目標数値を設定し、達成に向けて取り組みます。

●目標値を設定する施策

基本目標	指標	現在 (直近) の状況		平成32年度までの目標数値
I	審議会等委員への女性委員の登用比率	26.3%	平成22年4月1日現在	30.0%
	女性委員のいない審議会等の割合	24.0%	平成22年4月1日現在	0%
	市職員の女性管理職比率	係長以上16.2%	平成22年4月1日現在	係長以上30.0%
II	「男は仕事、女は家庭」というように性別によって役割を分担する考え方に共感しない市民の割合	61.0%	平成22年度	70.0%
	ジェンダー (社会的・文化的性別) の認知度	40.5%	平成21年度	50.0%
III	「職場」において「男女平等」と感じる市民の割合	24.4%	平成21年度	35.0%
	保育所 (園) の利用率 (保育所 (園) を利用できる乳幼児の割合)	31.7%	平成22年4月1日現在	40.0%
IV	地域子育て拠点の箇所数	6か所	平成22年4月1日現在	12か所
	地域包括支援センターの相談件数	2,502件	平成21年度	3,700件
V	乳がん検診の受診率	11.8%	平成21年度	30.0%
VII	DV (ドメスティック・バイオレンス) の認知度	89.5%	平成21年度	100%
	配偶者等からの「壁に物を投げるなど、脅かす」行為について、暴力と認識する人の割合	70.9%	平成21年度	100%